

平成29年3月13日

質問回答書

次のとおり質問がありましたので、回答します。

質問提出日	平成29年3月8日
業務名	埼玉会館 施設管理業務
場所	埼玉会館
質問内容	<p>◆中央監視業務実施基準表 5-③</p> <ol style="list-style-type: none">1. 水槽の掃除ですが、常駐設備員による簡易清掃でよいのですか？また、水槽内の水抜きを行うのでしょうか？2. グリストラップ清掃のトラップの容量を教えてください。3. 排水管清掃の数量を教えてください。また、高圧洗浄機による洗浄でしょうか？
回答	<ol style="list-style-type: none">1. 「別紙1 中央監視業務実施基準表」の「5 定期点検業務 ③ 水槽の清掃（1回/月）」については簡易清掃とし、中央監視業務等に支障がなければ、常駐設備員でも可とします。 なお、水抜きによる清掃は、同表「3 環境衛生管理業務 ② 水槽の清掃」で行います。2. グリストラップ清掃は不要です。当項目は削除します。3. 数量は約266mです。高圧洗浄による清掃を想定しています。
図面番号 又は 仕様書頁	埼玉会館設備管理業務 特記仕様書 別紙1 中央監視業務実施基準表 1P、2P